

## ■第3期中期計画（素案）の意見に対する修正（案）

第3期中期計画（素案）(H27.11.24)	第3期中期計画（案）__修正（案）
<p>第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>① 医療安全対策等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予期せぬ死亡医療事故が発生したときは、医療法に位置づけられた医療事故調査制度（平成27年10月1日施行）に基づき院内調査を実施し、その調査結果を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）等に報告し、再発防止を行う。併せて、医療事故の公表基準を適切に運用し、医療に関する透明性を高める。</li> </ul> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>ア 急性期・総合医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内における大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の早期整備を推進する。</li> <li>ICカードを用いたヘルスケア連携のシステム構築など、ICTを活用した地域医療連携を推進する。</li> </ul>	<p>第1 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>① 医療安全対策等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>院内における死亡例の把握を踏まえて、予期せぬ医療事故（死亡又は死産）</u>が発生したときは、医療法に位置づけられた医療事故調査制度（平成27年10月1日施行）に基づき院内調査を実施し、その調査結果を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）等に報告し、再発防止を行う。併せて、医療事故の公表基準を適切に運用し、医療に関する透明性を高める。</li> </ul> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p><u>大阪府、大阪市及び大阪市民病院機構と緊密に連携を図りながら、大阪府の行財政改革推進プラン（案）を踏まえた検討を進める。</u></p> <p>ア 急性期・総合医療センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内における大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の早期整備を推進する。</li> <li>ICカードを用いたヘルスケア連携のシステム構築など、ICTを活用した地域医療連携を推進する。</li> </ul>